

郵便局会社の 期間雇用社員のみなさんへ

なんでも相談下さい！

郵便局会社で働く期間雇用社員のみなさん。私たちは、ゆうメイト全国交流会です。

ゆうメイト全国交流会は、ホームページを開設し、賃金や労働条件についてのメール相談等も行っており、郵便局会社の期間雇用社員からも多くの相談や質問が寄せられています。それらの相談で、多くの「無集配特

定局」において、期間雇用社員の権利が守られていない実態が明らかになってきています。

雇用や労働条件などへの疑問・問題点など、なんでも相談下さい。



★「労働条件通知書」は交付されていますか

「労働条件通知書」は、あなたと会社との労働契約であり、契約期間・労働時間・休暇・賃金等、基本的な労働条件が明示されています。また、「労働条件説明書」には、特別休暇や諸手当などより詳しい労働条件が書かれており、その両方とも会社には交付する義務があります。

★「労働条件通知書」で決められた休暇日数などは必ず守る義務があります

もし、「労働条件通知書」（又は「勤務指定表」）で非番日が1週間に2回と明示されている場合、週に4日勤務であり、それを一方的に変更することはできません。

2回の非番日のうち1回を出勤した場合、当然その非番日は「買上げ」で125/100の割増賃金です。

★超勤手当不払は違法です

労働基準法で1日の勤務時間が8時間を超える場合は割増賃金が義務づけられています。

まったく支給されることがない、一部だけ支給などの報告も寄せられていますが、超勤手当は法律で決められており、支給しない会社は法律違反となります。

★休憩時間も必ず付与されなければなりません

休憩時間も労働基準法で決められた時間です。

・勤務時間が6時間を超える場合 ⇒ 45分

・勤務時間が8時間を超える場合 ⇒ 60分

もし、決められた時間に休憩が取れない場合は、時間をずらして必ず取得させねばなりません。

★スキル評価の見直しも求めることができます

スキル評価に納得できない場合は、苦情相談制度で自分の意見を局長に言えます。また、組合に加入しておれば組合として苦情処理でスキルの見直しを要求できます。

★「スキルA習熟度有」が連続しておれば資格給加算があります

1か月20日以上、1日7時間以上の勤務で、「A習熟度有」が連続している場合

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・2回又は3回連続 ⇒ 20円加算 | ・4回又は5回連続 ⇒ 40円加算 |
| ・6回又は7回連続 ⇒ 60円加算 | ・8回又は9回連続 ⇒ 80円加算 |
| ・10回以上連続 ⇒ 100円加算 | |

ゆうメイト全国交流会

質問・相談はメールでお願いします
兵庫県姫路市西中島208-4-201

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~yumate/>

yumate-mail@ked.biglobe.ne.jp

090-1673-2247 090-4033-1376